

地方分権の推進

地方分権に向け、広域自治体と基礎自治体の役割分担を見直す取組みなどを進めています。

国出先機関改革（直轄国道移管）

国出先機関（地方整備局等）の事務・権限の地方への丸ごと移管に取り組んでいます。

■地方側の動き

関西広域連合発足（平成 22 年 12 月）

- ・国出先機関の丸ごと（ヒト・モノ・権限）移管を目指し、国出先機関対策委員会にて国と協議
- ・国出先機関対策PTに「国出先機関対策検討会（連絡窓口）」を設置。府県の検討体制を強化
- ・広域連合議会に移管等も含む全分野の調査協議を行う総務常任委員会を設置

■国の動き

事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成 25 年 12 月 20 日閣議決定）

直轄国道の事務・権限の移譲に関する現時点の考え方が示され、国と都道府県・政令市において個別路線について協議を行い、合意が図れた路線から移譲を進めるものとする。

大阪府の基本的な考え方

- ・将来的に関西広域連合への近畿地方整備局の事務・権限の丸ごと移管を求めています。
- ・それまでの間、直轄道路の事務・権限の移譲については、府内すべての一般国道直轄区間について、将来にわたる適切な維持管理や更新に要する財源等を確保し、移管を行うことを求めています。

府道の市町村への移管

大阪発“地方分権改革ビジョン”（平成21年3月）を踏まえ、道路などの都市基盤施設にかかる権限の市町村への移譲を進めています。

- 府が管理する道路は、広域的な流通や災害時の対応に必要な府県間道路、大阪都市圏の骨格を形成する幹線道路とし、それ以外の府道は、“ニアイズベター”の観点から市町村への権限移譲に取り組んでいきます。
- 年月の経過に伴い府道としての機能が減少した道路（停車場線等）やバイパス整備済の旧道については、積極的に市町村への移管を進めています。（平成25年度 5路線3.7km移管）

府市統合

<府市統合本部>

◎平成 23 年 12 月 27 日 大阪府市統合本部 設置

大都市制度のあり方など府市共通の課題に関し、行政として協議し、重要事項の方針を決めるために設置したもので、大都市制度の検討や広域行政・二重行政の仕分けを行うとともに、府市共通の重要事項の協議などを行うこととしています。

◎平成 25 年 2 月 1 日 大阪府・大阪市特別区設置協議会 設置

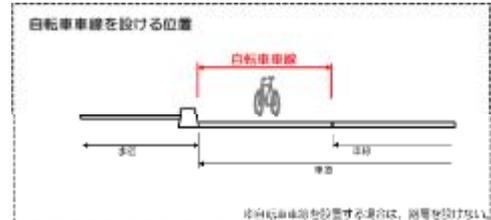
大阪府と大阪市を再編し、「新たな広域自治体」と、公選区長・区議会を置く基礎自治体である複数の「特別区」を設置するための具体的な制度設計を議論し、「特別区」の区割り（区域）や区の名称、大阪府と大阪市が現在行っている行政サービスの担い手（事務分担）などを整理し、特別区の設置について定めた特別区設置協定書をまとめるために設置したものです。

- ▶交通道路室の所管事務についても、新たな広域自治体と基礎自治体の事務分担等について、大阪市とともに検討してまいります。

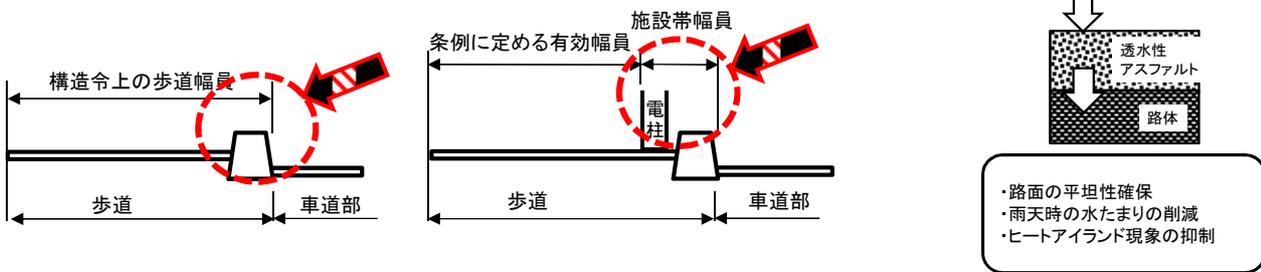
地方分権一括法の施行（平成 23 年 4 月 1 日）に伴い、道路構造基準、道路標識の寸法等に関する基準の一部、及び特定道路の移動等円滑化基準を定める「大阪府道の構造の技術的基準及び道路標識の寸法を定める条例」が、平成 25 年 4 月 1 日に施行されました。

府が独自に定めた基準

- ◎ 交通量によって一律に車線数を決定するのではなく、地域の実情に応じ柔軟に車線数を選択できる規定を盛り込み。
- ◎ 必要に応じ自転車車線を設置できることとした。



- ◎ 府民ニーズを踏まえ、幅員 **2.0m** 以上の実質的な歩行空間を確保。(有効幅員規定を盛り込み)。
歩道等は透水性舗装を標準とし、それにより横断勾配を緩和する規定。



- ◎ 歩行空間等を確保しつつも緑化推進のため、植樹帯に限らず植樹柵で代替できる規定を盛り込み。

地域の主要渋滞箇所

「今後の高速道路のあり方 中間とりまとめ (H23.12)」において、効率性を阻害する渋滞ボトルネック対策の重要性が指摘されたことなどを受け、「京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会」が設立され、H25.2月に客観的データやパブリックコメントにより抽出した「地域の主要渋滞箇所」が公表されました。

大阪府においても、主要渋滞箇所の解消に向け、道路拡幅やバイパス整備、立体交差化、交差点改良等を着実に推進します。

▼地域の主要渋滞箇所数（大阪府内）

道路管理者	一般道路						高速道路		
	国	大阪府	大阪市	堺市	その他	計	NEXCO	阪神高速	計
箇所数	111	151	40	22	3	327	7	9	16

<京阪神圏渋滞ボトルネック対策協議会の構成員>

公益社団法人関西経済連合会、(社)京都経済同友会、(社)大阪府トラック協会、(社)京都乗用自動車協会、公益社団法人兵庫県バス協会、公益社団法人京都府観光連盟、国土交通省近畿運輸局、国土交通省近畿地方整備局、京都府、大阪府、兵庫県、京都市、大阪市、堺市、神戸市、京都府警察本部、大阪府警察本部、兵庫県警察本部、西日本高速道路(株)、阪神高速道路(株)